

2013年 8月12日

各 位

会社名 株式会社ヤマダ電機
代表者名 代表取締役社長 山田 昇
(コード番号 9831 東証第一部)
問合せ先 経営企画室 部長 山田 寿
(TEL : 027-345-8807)

株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更、
ならびに配当予想の修正等に関するお知らせ

株式会社ヤマダ電機（本社：群馬県高崎市、代表取締役社長：山田昇）は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本決議に伴い、2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権社債の転換価額の調整、配当予想の修正、株主優待制度の一部変更がそれぞれ行われることから、あわせてお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株式数の変更および定款の一部変更の目的

2007年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社普通株式1株を10株に分割するとともに、単元株式数を現行の10株から100株に変更いたします。

なお、この株式の分割および単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

2013年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

2013年9月30日最終の発行済株式総数に9を乗じた株式数とします。2013年3月31日時点の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりです。

①株式分割前の発行済株式総数	: 96,648,974株
②株式の分割により増加する株式数	: 869,840,766株
③株式の分割後の発行済株式総数	: 966,489,740株
④株式の分割後の発行可能株式総数	: 2,000,000,000株

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日 : 未定
②基準日 : 2013年9月30日 (月)
③効力発生日 : 2013年10月1日 (火)

3. 単元株式数の変更について

(1) 変更する単元株式数

上記「2. 株式の分割の概要」に記載した株式の分割の効力発生日をもって、単元株式数を10株から100株に変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日 : 2013年10月1日 (火)

(ご参考) 上記の単元株式数の変更に伴い、2013年9月26日 (木) 付をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は10株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式の分割および単元株式数の変更に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、2013年10月1日をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後定款
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>10株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20億株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

5. 2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の1株あたりの転換価額を2013年10月1日以降、以下の通り調整いたします。

(銘柄)	(調整前転換価額)	(調整後転換価額)
2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	13,750.40円	1,375.00円

6. 2014年3月期の配当予想の修正に関して

2013年10月1日（火）を効力発生日として、当社普通株式1株を10株に分割することに伴い、1株当たりの配当金予想を2013年5月9日に公表しました「平成25年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載の年間配当金を1株当たり60円から6円に修正いたします。

（なお、既に公表しております株式分割前の1株当たりの年間配当予想額を今回の株式分割の割合で除した修正額であり、配当予想の実質的な変更はございません。）

(1) 修正の内容

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
前回予想 (平成25年5月9日発表)	円銭 —	円銭 —	円銭 —	円銭 60.00	円銭 60.00
今回修正予想	—	—	—	6.00	6.00
当期実績	—	—	—		
前期実績 (平成25年3月期)	—	—	—	60.00	60.00

7. 株主優待制度の一部変更について

今回の株式分割に伴い、株主優待の基準を変更いたします。変更の内容は以下のとおりです。（なお、優待内容に実質的な変更はありません。）

(1) 株主優待制度の一部変更の内容

（下線は変更部分）

基準	優待内容
変更前基準 (2013年3月末)	年間割引券（1枚525円相当） 1枚： 525円相当
	10株以上 2枚：1,050円相当
	50株以上 4枚：2,100円相当
	100株以上 8枚：4,200円相当
変更後基準 (2014年3月末以降)	年間割引券（1枚525円相当） 1枚： 525円相当
	100株以上 2枚：1,050円相当
	500株以上 4枚：2,100円相当
	1,000株以上 8枚：4,200円相当

(2) 実施時期

上記株主優待制度の基準の変更については、2014年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様より適用いたします。

以上